栃労発雇均0701第3号
令和8年7月1日

各団体の長　　殿

栃木労働局長

夏季における年次有給休暇の取得促進における御協力の依頼について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、「令和7年就労条件総合調査」の結果（令和7年12月19日公表）によると、令和6年に 66.9%と、前年より1.6 ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である70%とは乖離があります。

また、令和7年就労条件総合調査の特別集計を基に厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室が作成したデータによると、栃木県下における同年の年次有給休暇の取得率は62.7%と、全国平均を下回っております。

このため、栃木労働局では、春季に引き続き、この夏季における年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための取組を行うこととしました。

具体的には、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）等の活用を含め、年次有給休暇を積極的に取得いただくことにより働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフレットを作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととしております。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

また、働き方・休み方の見直しや各種助成金については栃木働き方改革推進支援センター（以下QRコード御参照）にて労務管理等の専門家が無料で個別相談やコンサルタント等を行っていますので、併せて御周知いただきますようお願いいたします

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。（分単位など時間未満の単位での取得は認められません。）

栃木働き方改革推進支援センター

＜担当＞栃木労働局雇用環境・均等室
TEL：028-633-2795　指導係 小野

一般社団
栃木労働基準協会
26.7.-8
栃基協収
第10号

（文例）

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※１）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※２）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、「年次有給休暇取得促進特設サイト」を参考に導入をご検討ください。また、栃木働き方改革推進支援センターにおいて働き方改革や賃上げを支援するための助成金等に関する無料の個別相談やコンサルティング等を行っていますので是非ご利用ください。

（※１）年次有給休暇の付与日数のうち、５日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※２）年次有給休暇の付与は原則１日単位ですが、労使協定を締結すれば年５日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

年次有給休暇取得促進特設サイト

栃木働き方改革推進支援センター

栃木労働局　雇用環境・均等室
TEL:028-633-2795
〒320-0845
栃木県宇都宮市明保野町 1-4
宇都宮第2地方合同庁舎3階